

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了	
1	地域振興部 建設部	定住推進課 建築住宅課	「花港市空き家情報バンク」 登録状況及び取り組み状況 について	花港市の空き家バンクに登録となっ ている件数と、内川目地区の登 録及び活用実態を知りたい。また、 空き家バンクの制度を簡潔に教 えていただきたい。 空き家バンクに登録されていない物 件(放置)は把握しているのか。花 港市全体と内川目地区の件数を 教えていただきたい。 管理されていない空き家は害虫、 害獣、倒壊等が懸念されるが、花 港市としてどのような対応をして いるのか伺う。	【地域振興部長】 空き家バンクの制度は、市内にあ る空き家を有効活用して移住定住 につなげるため、所有者からの申 し出によって登録していただき、市 のホームページで情報提供を行っ ていくことで、市内の空き家を探 している方との橋渡しをする制度 である。地域の活性化を図るため 平成27年度に空き家バンク制度が スタートした。 空き家バンクの実績としては、平 成27年度の制度開始時から令和7 年3月31日までの間で空き家バン クの物件を探した1方の登録件数 は898件、物件の登録数は388件 で成約件数は229件となっている。 内訳は、売買が184件、賃貸が 45件となっている。内川目地域に ついては、これまで5件の登録が あり、うち1件が取り下げられ、4 件が成約したところであり、現時 点で内川目地区での登録物件はな い。 売買又は賃貸契約後の物件の活用 状況については、住宅としての利 用が大半ではあるが、中には住宅 業店舗や会社の社員寮としての利 用もあると伺っている。 空き家バンクの登録の流れについて は、空き家を空き家バンクに登 録したい空き家所有者が市に申請 書を提出していただき、市・不動 産事業者・所有者の3者立ち合 いで当該物件を現地で審査し、現 地審査・書類審査ともに適正と判 断した場合は、空き家バンクに登 録する。調査の結果、管理不十分 となった場合には、登録の取り下 げをしていただくことになる。物 件が未登記の場合は、空き家バン クでの取り扱いをしない。登録さ れた物件については、全国版空き 家バンク[LIFEUL HOME S(ライ フルホームズ)]や当市の移住定 住希望者向けサイト「いとこ花 港」において広く情報提供を行っ ているほか、不動産事業者の仲介 の下、物件を登録する方と利用登 録者との間で条件等の調整が行 われ、合意に至った場合には物 件の売買又は賃貸者契約が行わ れているところである。 空き家バンクの利用に合わせた支 援制度として3つほど紹介する。 1つ目は、空き家活用奨励金とい う制度で、市内に居住していた 方が空き家バンクに登録されてい る物件について売買又は賃貸借 契約を結び、実際に花港市に移 住してきた際には、物件の提供 者に10万円の奨励金を交付す る。2つ目は、定住促進住宅取得 等補助金で、県外から転入され る方が空き家バンクを活用して 住宅を取得又は賃貸借して花港 市内に居住する場合、空き家の 改修費用を補助する制度で、買 売の場合は、上限200万円、賃 貸の場合は上限100万円の補助 金の交付を受けることができる ほか、県外から転入した子育て 世帯や市外から転入して新たに 農業に従事する方が市内に住宅 を新築又は購入した場合に支援 の対象となる。対象となる世帯 において18歳未満の子が複数 いる場合には、2人目以降1人 につき補助金の上限額を10万 円引き上げる。3つ目は、若者 世代等空き家取得奨励金等で、 自身が居住するために空き家バ ンクを利用して空き家を取得し た39歳以下の方又は県外から の移住者の方に30万円の奨励 金を交付する。39歳以下の方 が空き家を取得してリフォーム した場合には、補助上限40万 円の補助金を交付している。県 外から移住者の方が空き家を 取得してリフォームした場合に は、定住促進住宅取得等補助金 による支援を受けることができ る。併せて空き家バンクを利用 して空き家を取得してリフォーム を行った申請者が子育て世帯 であった場合は、20万円を加 算するものである。 このように、移住定住の促進と 空き家活用の推進に向けて様々 な取組を行っており、このよう な取組についてチラシ配布や花 港市ホームページ、広報紙等 での周知を行っているが、この ほかにも固定資産税の納税通知 書を送付する際に、建物を所有 している方に対し、空き家バン クの登録物件の募集チラシを同 封している。このほか、首都圏 で開催される移住フェアに参加 し、花港市への移住・定住に関 するPRや相談に対応している ほか、相談者のニーズに応じ て空き家バンクの紹介などを行 っている。今後も引き続き空き 家の利活用や移住・定住の推 進に努めていく。	【建築住宅課】 増加する空き家とその管理につ いては、当市に限らず、全国的 な問題・課題になっている。 令和6年3月31日現在、花港市 が把握している空き家の件数は 、1,115件であり、内訳は花巻 地区が712件、東和地区が184 件、石鳥谷地区が166件、大迫 地区53件となっており、その うち内川目地区の空き家は9件 となっている。この空き家の件 数は、平成24年度に各区長から 寄せられた情報を基に、苦情や 情報が寄せられた都度調査して きたものの総体であるが、この ほかにも潜在的に空き家はあ るものと考えている。 市においても、平成26年度に公 布された「空家等対策の推進に 関する特別措置法」の規定に基 づき、市では平成28年に「花港 市空家等対策計画」を策定し、 空き家の適切な管理の促進に取 組んでいる。この計画の取組は 、そもそも空き家は個人の財産 であるので所有者等が自ら適切 に管理しなければならないこと をその理解したため、毎年固定 資産税の納税通知書を送付する 際に、所有者等の責務に関する リーフレットを同封し、注意喚 起を行うほか、市のホームペー ジや広報はなまきでも同様の 内容を周知している。また、司 法書士会、建築士会等の専門 団体と連携して空き家の相談 窓口を設けており、いつでも 相談に応じる体制があるほか、 毎年8月に空き家の無料相談 会を開催している。昨年の無料 相談会では18組の相談があり 、今年度も8月8日及び9日の 2日間において花港市文化会館 を会場として開催している。地 域の方々から空き家敷地内か ら隣地や道路などに草木が越 境している。またはハチの巣が 出来て危険だといったもの等 の通報を頂いた場合は、職員 が現地を確認したうえで所有 者に対し、適正な管理を促す 文書や草刈等管理業務の業務 を行っているシルバー人材セン ターの情報、空き家バンク登 録の募集などのチラシを同封 して所有者等が自ら対応して いただく方法をお知らせして いる。 次に、空き家の解体等を自ら 行う所有者等に対する支援につ いては、平成30年から国の補 助制度を活用して倒壊の恐れ があるなど危険な状態な空き 家等の除却費の一部を補助す る「花港市老朽危険住宅除却 費補助金」の制度を設けてい る。上限金額は50万円で、令 和6年度は2件の交付実績があ った。また、令和3年度からは 、市独自の支援として空き家 を解体し、その場に新築する 方と利用登録者との間で条件 等の調整が行われ、合意に 至った場合には物件の売買 又は賃貸者契約が行われてい るところである。 空き家バンクの利用に合わせ た支援制度として3つあり、1 つ目は、空き家活用奨励金 という制度で、空き家バン クに登録されている物件につ いて売買又は賃貸契約を結 び、実際にその物件に居住し た際には、物件の提供者に1 0万円の奨励金を交付する。 この制度は、令和7年8月ま では市外からの移住者と成 約した場合に限られていた が、9月からは市内在住者 との成約も対象とする拡充 を行った。2つ目は、定住 促進住宅取得等補助金で、 県外から転入される方が 空き家バンクを活用して住 宅を取得又は賃貸借して 花港市内に居住する場合、 空き家の改修費用を補助 する制度で、売買の場合 は、上限200万円、賃貸 の場合は上限100万円の 補助金の交付を受けるこ とができるほか、県外か ら転入した子育て世帯 や市外から転入して新 たに農業に従事する 方が市内に住宅を 新築又は購入した 場合に支援の対 象となる。対象と なる世帯において 18歳未満の子が 複数いる場合に は、2人目以降1 人につき補助金 の上限額を10万 円引き上げる。 3つ目は、若者 世代等空き家 取得奨励金等 で、自身が居 住するために 空き家バンク を利用して 空き家を 取得した39 歳以下の 方が空き 家を 取得して リフォーム した場合に は、補助 上限40万 円の補助 金を交付 してい る。県外 から移 住者の方 が空き 家を 取得し てリ フォー ムした 場合に は、定 住促 進住 宅取得 等補助 金によ る支援 を受け るこ とが でき る。併 せて 空き 家バ ンク を利 用し て あ き 家 を 取 得 し て リ フ ォ ー ム し た 場 合 に は 、 2 0 万 円 を 加 算 す る も の で あ る。 こ の よ う に 、 移 住 定 住 の 促 進 と あ き 家 活 用 の 推 進 に 向 け て 様 々 な 取 組 を 行 っ て お り 、 こ の よ う な 取 組 に 関 し て チ ラ シ 配 布 や 花 港 市 ホ ー ム ペ ー ジ 、 広 報 紙 等 で の 周 知 を 行 っ て い る が 、 こ の ほ か 、 首 都 圏 で 開 催 さ れ る 移 住 フ ェ ア に 参 加 し 、 花 港 市 へ の 移 住 ・ 定 住 に 関 す る P R や 相 談 に 対 応 し て い る ほ か 、 相 談 者 の ニ ー ズ に 応 じ て あ き 家 バ ン ク の 紹 介 な ど を 行 っ て い る。 今 後 も 引 き 続 き あ き 家 の 利 活 用 や 移 住 ・ 定 住 の 推 進 に 努 め て い く。	【定住推進課】 空き家バンク制度は、市内にあ る空き家を有効活用して移住定 住につなげるため、所有者から の申し出によって登録していた だき、市のホームページで情 報提供を行っていくことで、市 内の空き家を探している方との 橋渡しをする制度である。地域 の活性化を図るため平成27年 度に空き家バンク制度がス タートした。 空き家バンクの実績としては、 平成27年度の制度開始時から 令和8年3月31日までの間で 空き家バンクの物件を探した1 方の登録件数は1,007件、物 件の登録数は423件で成約件 数は265件となっている。内 訳は、売買が217件、賃貸が 48件となっている。内川目地 域については、これまで6件 の登録があり、うち1件が取り 下げられ、4件が成約したこ ころであり、現時点で内川目 地区の登録物件は1件となっ ている。 売買又は賃貸契約後の物件の 活用状況については、住宅と しての利用が大半ではあるが、 中には住宅業店舗や会社の社 員寮としての利用もあると伺 っている。 空き家バンクの登録の流れにつ いては、空き家を空き家バン クに登録したい空き家所有者 が市に申請書を提出していただ き、市・不動産事業者・所有 者の3者立ち合いで当該物件 を現地で審査し、現地審査・書 類審査ともに適正と判断した 場合は、空き家バンクに登録 する。調査の結果、管理不十分 となった場合には、登録の取り 下げをしていただくことにな る。物件が未登記の場合は、 空き家バンクでの取り扱いを しない。登録された物件につ いては、全国版空き家バンク [LIFEUL HOME S(ライフル ホームズ)]や当市の移住定 住希望者向けサイト「いと こ花港」において広く情報 提供を行っているほか、不 動産事業者の仲介の下、物 件を登録する方と利用登録 者との間で条件等の調整が 行われ、合意に至った場合に は物件の売買又は賃貸者契 約が行われているところであ る。 空き家バンクの利用に合わせ た支援制度として3つあり、1 つ目は、空き家活用奨励金 という制度で、空き家バン クに登録されている物件につ いて売買又は賃貸契約を結 び、実際にその物件に居住し た際には、物件の提供者に1 0万円の奨励金を交付する。 この制度は、令和7年8月ま では市外からの移住者と成 約した場合に限られていた が、9月からは市内在住者 との成約も対象とする拡充 を行った。2つ目は、定住 促進住宅取得等補助金で、 県外から転入される方が 空き家バンクを活用して住 宅を取得又は賃貸借して 花港市内に居住する場合、 空き家の改修費用を補助 する制度で、売買の場合 は、上限200万円、賃貸 の場合は上限100万円の 補助金の交付を受けるこ とができるほか、県外か ら転入した子育て世帯 や市外から転入して新 たに農業に従事する 方が市内に住宅を 新築又は購入した 場合に支援の対 象となる。対象と なる世帯において 18歳未満の子が 複数いる場合に は、2人目以降1 人につき補助金 の上限額を10万 円引き上げる。 3つ目は、若者 世代等空き家 取得奨励金等 で、自身が居 住するために 空き家バンク を利用して 空き家を 取得した39 歳以下の 方又は 県外から の移住者 の方に30 万円の 奨励金 を交付 する。 39歳以 下の 方が あ き 家 を 取 得 し て リ フ ォ ー ム し た 場 合 に は 、 補 助 上 限 4 0 万 円 の 補 助 金 を 交 付 し て い る。 県 外 か ら 移 住 者 の 方 が あ き 家 を 取 得 し て リ フ ォ ー ム し た 場 合 に は 、 定 住 促 進 住 宅 取 得 等 補 助 金 に よ る 支 援 を 受 け る こ と が で き る。 併 せ て あ き 家 バ ン ク を 利 用 し て あ き 家 を 取 得 し て リ フ ォ ー ム し た 場 合 に は 、 2 0 万 円 を 加 算 す る も の で あ る。 こ の よ う に 、 移 住 定 住 の 促 進 と あ き 家 活 用 の 推 進 に 向 け て 様 々 な 取 組 を 行 っ て お り 、 こ の よ う な 取 組 に 関 し て チ ラ シ 配 布 や 花 港 市 ホ ー ム ペ ー ジ 、 広 報 紙 等 で の 周 知 を 行 っ て い る が 、 こ の ほ か 、 首 都 圏 で 開 催 さ れ る 移 住 フ ェ ア に 参 加 し 、 花 港 市 へ の 移 住 ・ 定 住 に 関 す る P R や 相 談 に 対 応 し て い る ほ か 、 相 談 者 の ニ ー ズ に 応 じ て あ き 家 バ ン ク の 紹 介 な ど を 行 っ て い る。 今 後 も 引 き 続 き あ き 家 の 利 活 用 や 移 住 ・ 定 住 の 推 進 に 努 め て い く。	完了
2	財務部	資産税課	空き家に係る固定資産税 について	空き家についても固定資産税が課 税されているのか伺う。また、1 00%の課税となっているのか 伺う。	【建築住宅課長】 固定資産税は課税されており、例 えば、所有者が亡くなった場合 であっても何方かが代表者とな って納税していただいている。た だし、家屋が潰れかかっている 状態の場合においては、住宅と して認められず、建物としての 課税されない場合もあると聞い ている。土地には課税されてい る。それから、空き家の件数が 少ないのではないかとのお話があ るが、基本的に平成24年度に 行政区域から頂戴した情報を基 に、情報の加減を行っているが 、大迫地域においては最初の調 査の報告件数が他地域に比べ、 とても少なかった。空き家とし ては、見た目だけでは確認でき ないことも多く、倉庫として使 用していたり、お盆・正月の帰 省時に使用していたりする場合 等によっては空き家とはいえな い。このため、はっきり把握す ることはできない状況であり、 潜在的な空き家はあるものと 考えている。 【資産税課補足】 空き家の場合でも固定資産税 が減免されることはない。	空き家の場合でも、家屋として の要件を満たしていれば固定 資産税は課税されており、 空き家であることを理由とし た減免はない。	完了	
3	建設部	建築住宅課	特定空き家について	特定空き家の具体的な説明を伺 いたい。	【建築住宅課長】 特定空き家は、空き家の中でも 4種類あり、1つ目は保安上危 険な空き家、倒壊しそうなもの 、2つ目は、衛生上有害な空き 家、例えばごみが溜まって臭 気を出しているもの、3つ目は 、景観上支障がある空き家、 見た目が悪いもの、4つ目は 周辺の生活環境上不適切な 空き家、地域で困っているよ うなものがある。その中で 保安上危険な空き家について は、行政が行政代執行や略式 代執行を行うことが出来るこ とで法律で決められている。 令和5年12月に空き家に関 する法改正があり、特定 空き家になることを未然に 防ぐために、「管理不全 空き家」の対応も必要にな ったことから、現在、この 対応について内部検討中であ る。「特定空き家」になる 前の段階で「管理不全 空き家」に認定し、所有 者等に対して指導や勧告 を行うことが出来るよ うになった。「管理不全 空き家」の勧告を受け ると「特定空き家」と 同様に固定資産税の 優遇措置から外れるこ ととなる。 【資産税課補足】 固定資産税の優遇措置とは、 住居として使用されてい る以下の住宅用地の軽減 措置。 ・200㎡以下の住宅用地 (小規模住宅用地)：課 税標準額が6分の1に 軽減 ・200㎡を超える部分 (一般住宅用地)：課 税標準額が3分の1に 軽減	特定空き家の中でも、家屋とし ての要件を満たしていれば 固定資産税は課税されて おり、空き家であることを 理由とした減免はない。	完了	
4	地域振興部	定住推進課	地区住民への移住・定住 者の情報の提供について	空き家バンクに関しては、登録 所有者と譲り受け者・借り受け 者だけの関わりだけとなってい るが、空き家の譲渡、賃貸が決 まったときに、トラブル防止の ため近隣住民や集落へ移住・ 定住者との情報を提供しま うことは可能なか伺う。	これまで空き家を取得した方と 近隣住民と方々との間で トラブルが生じたという情 報は聞いていない。確かに、 空き家を取得して移住・定 住する方がどのようなのか 分からないことに不安を 感じるということについては 理解できるが、現状にお いて個人情報保護の観 点等からご意見に対 する解決策はない。	これまで空き家を取得した方と 近隣住民と方々との間で トラブルが生じたという情 報は聞いていない。確かに、 空き家を取得して移住・定 住する方がどのようなのか 分からないことに不安を 感じるということについては 理解できるが、現状にお いて個人情報保護の観 点等からご意見に対 する解決策はない。	完了	
5	大迫総合支所	地域振興課	旧内川目小学校跡地整備 状況について	令和6年3月18日に行われた 説明会以降、旧内川目小学校 跡地整備の情報は少ないが、 今後の説明会開催の予定や 進捗状況を伺う。	旧内川目小学校の跡地につ いては、閉校以降、地域住 民の皆さんからご意見を 伺い、跡地を活用するとい う方針で話し合いを重ね てきたところである。 特に内川目コミュニティ会 議とは、プールの取扱い、 グラウンド内の樹木の管 理、トイレなどの様にす ること、校舎・体育館を どうするのかについて具 体的な協議を重ね、令 和4年度・令和5年度 において内川目コミュニ ティ会議の役員会で説 明し意見をまとめたこ ところである。グラウ ンド内の樹木について は、落枝等の危険防止 のために伐木すること で内川目コミュニ ティ会議との間で意見 が一致したという認識 である。このことから 令和5年7月に伐倒対 象樹木の選定を行い、 支所の担当者とコミュニ ティ会議の役員が樹木 にピンクのテープを巻 いて周知したところ である。 しかしながら、同年1 1月に内川目地区の 住民からグラウンド 内の立木の伐倒等の 意見が改めて提出さ れたことを受け、改 めて旧内川目小 学校の跡地の管理 について検討し直 したところである。 令和6年3月18日 の内川目地区住 民説明会におい ては、校舎と体 育館を現状のま ま管理すること、 プールの放散し ている遊具を撤 去すること、そ してグラウ ンド内のサ クラの木を はじめとする 樹木について は、当面の間、 枝払い等を行 って管理する こととした。ま た、今後の取 扱いとして プール解体 後の跡地利 用、グラウ ンドの管理、 特にサクラ の木を取 扱いや屋 外トイレの 設置等に関 して改めて 地域のご意 見を頂き ながら検討 することを 説明した。 具体的には、 令和6年度 において旧 内川目小 学校の プールと 更衣室 等の施設 の解体を 行い、そ の跡地 につい ては、車 を駐車 するこ とがで きるよ うに更 地とし たこ ところ である。 その 際、プ ールの 横にあ った樹 木やプ ール前 面のツ ツジ等 も撤去 した。ま た、そ の間、 民間 の団体 からグ ラウ ンドを 含む 学校 施設 及び敷 地の不 動 産賃 付等 の相談 を受け てい る。こ れにつ いて は、現 時点 で結 論に 至って いない 状況 であ る。 反省 点とし ては、 様々 な情 況が 変わ った こと から 改 めて 市内 部で 判断 する 必要 が生 じた が、 結 果と して 何 も お 伝 え し ない ま ま 現 在 に 至 っ た こ ろ で あ り、 進 展 が な く も そ の 時 の 状 況 を 中 間 報 告 し て お け ば よ か っ た と 思 っ て い る。 今 後 は、 サ ク ラ の 木 以 外 の 樹 木 に つ い て 必 要 に 応 じ て 剪 定 等 を 行 う と も に、 グ ラ ウ ン ド の 今 後 の 使 用 状 況 や 費 用 対 効 果 の 観 点 を 考 慮 し て 屋 外 ト イ レ の 設 置 に つ い て 改 め て 検 討 し た い と 思 っ て い る。 こ れ ま で は ど う い ふ よ う な イ ン イ が 欲 し い の か 等 に つ い て お 互 い に 話 し 合 い な が ら 進 め て き た が、 こ れ ま で の 地 域 の 皆 さ ん の 考 え 方 も 把 握 し た か ら、 今 後 は、 市 か ら 皆 さ ん へ ト イ レ の 仕 様 を 提 案 し な が ら 進 め て い く。 ま た、 建 物 や 土 地 が 有 効 活 用 さ れ る よ う 賃 付 等 を 希 望 す る 団 体 と も 意 見 を 頂 き な が ら 活 用 に 向 け て 検 討 し て い く。 今 月 25 日 に は、 内 川 目 コ ミュ ニ ティ 会 議 が 旧 内 川 目 小 学 校 グ ラ ウ ン ド の「お 掃 除 大 作 戦」 を行 うと 伺 っ て い る。 内 川 目 地 区 住 民 の 方 々 が グ ラ ウ ン ド 内 の 釘 や ロ ー プ の 除 去、 樹 木 の 枝 払 い 等 の 環 境 維 持 の 活 動 を 行 うと の こ と で あ り、 大 変 感 謝 し て い る。 花 港 市 と し て も、 地 域 の 方 々 に 加 え て 土 地 建 物 の 活 用 希 望 者 な ど 様 々 な 方 の ご 意 見 を 頂 き な が ら、 旧 内 川 目 小 学 校 の 跡 地 が 有 効 に 活 用 で き る よ う 取 組 み て い く。	「屋外トイレの設置の検討にあ たり、グラウンドの今後の 使用状況をはかるため、市 は、令和7年7月25日から 10月31日まで仮設トイレ を設置するとともに内川目 コミュニティ会議でグ ラウンドの使用及び仮 設トイレの設置につ いて周知を行った。グ ラウンドの使用状況は、 個人での使用が数回あ った一方で団体の使用 実績はなかった。令和 8年度において時期 をずらして改めて仮 設トイレを設置し、更 に使用状況を把握し ながら、常設の屋外 トイレの設置につ いて費用対効果の観 点も含めて改めて検 討する。」 ・令和7年5月25日に 内川目コミュニティ 会議が旧内川目小 学校グラウンドの「お 掃除大作戦」を実施 し、内川目地区住 民の方々がグラウ ンド内の釘やロー プの除去、樹木の 枝払い等の環境 維持の活動を行っ た。このため、市 では樹木の枝の 剪定を行わなかつ た。 ・民間団体からグ ラウンドを含む 学校施設及び敷 地の不動産賃付 等の相談を受け たが、市から学 校施設の現状等 を説明したところ 、施設の用途変 更によって多額 の改修費用等 が見込まれる として民間団 体が不動産の 賃借受けを断 念した。その 後の相談案件 はない。 ・市は、旧内川 目小学校跡地 の有効活用 に関してこれ までの経緯を 踏まえつつ引 き続き様々な 方からご意見 をいただきな がら取り組 んでいく。	継続中	

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
6	大迫総合支所	地域振興課	トイレ設置のスケジュールについて	現在の旧内川目小学校跡地のトイレの設置に関するスケジュールを伺う。	【大迫総合支所長】 お約束できないが、早ければ令和8年度に設計を行い、令和9年度に工事することについて内部では検討している。工事費用は1,000万円程度必要になると見込んでいる。 【市長】 過疎債などが活用できるのか確認のうえ、大迫総合支所は、市が施工することが可能か検討すること。 【大迫支所地域振興課対応】 旧内川目小学校跡地は普通財産であることから、現状では過疎債を充当できないことを財政課に確認した。 トイレの設置に過疎債を充当するためには、当該跡地を行政財産として位置付ける必要があり、地域の方々等から意見を伺いつつ、費用対効果の検証も含めトイレ建設に向けて考えていく。	・屋外トイレの設置の検討にあたり、グラウンドの今後の使用状況をはかるため、市は、令和7年7月25日から10月31日まで仮設トイレを設置するとともに内川目コミュニティ通径でグラウンドの使用及び仮設トイレの設置について周知を行った。グラウンドの使用状況は、個人での使用が数回あった一方で団体の使用実績はなかった。令和8年度において時期をずらして改めて仮設トイレを設置し、更に使用状況を把握しながら、常設の屋外トイレの設置について費用対効果の観点も含めて改めて検討する。	継続中
7	大迫総合支所 農林部	地域振興課 農村林務課	林道の維持整備について	大迫の基幹林道は、岩手県が整備して当時の大迫町が管理を移管されたと認識している。現在、ほぼ全線で雑木の繁茂等によって重機などが通行できなくなっており、基幹林道として機能していない状況にある。現状では軽トラック等の普通車両は通行できるが、フルトレーラー等の大型車両の通行は出来ない。このため、木の搬出が出来ず売買に支障がある。市では、大型車両が通行できるように林道の維持・整備する考えはないか伺う。	【大迫総合支所地域振興課長】 大迫地域では30路線以上の林道があり、毎年春先にパトロールを行っている。その際、1箇所が発生した法面崩れは復旧しており、現在、全路線が通行可能となっている。現在の林道については草刈等を行っているが、現時点では、林道を拡幅するなど高規格林道のような整備を行う考えはない。 【市長】 市が整備することが可能な金額に収まるのか、あるいは市が整備することが無理なのか確認し、検討すること。金額の規模によっては、市が整備することについて検討する余地がある。その上で、担当は農村林務課になると思うが、どの場所の林道が優先順位として高いのか検討すること。	【農村林務課】 花巻市森林整備計画の中盛り込まれている林道の整備計画に則って林道を整備していく。 【大迫総合支所地域振興課】 大迫地域では30路線以上の林道が整備されており、毎年春の初めにパトロールを行っている。林道の通行に障害が生じる場合には草刈りなどの対策を実施し、その後も継続して巡回を行いながら維持管理を行っていく。	完了
8	大迫総合支所	地域振興課	大迫高校について	県立大迫高校の令和7年度入学生において大迫中学校の生徒がいけないという話を聞いている。2年連続で入学生が20人以下となった場合には大迫高校がなくなるという話を聞いているが、市としては、この事実をどの様に捉えて今後どの様にしようと考えているのか伺う。	大迫高校の存続については、7年ほど前に県教育委員会から大迫高校の入学募集を行わないという話がでたときに、市としては、大迫地域において特に内川目地区や外川目地区にお住いの子が石鳥谷地域や花巻地域の高校へ通うことは無理だろうと考え、子ども達が学ぶ権利を守るためには大迫高校を絶対に失くすわけにいかないという意見を申し上げた。岩手県教育委員会からは、21人以上の入学者があった場合に翌年の入学者募集を行うこととし、20人以下の入学者2年続いた時には翌年の募集を停止するという条件が付された。現在の大迫高校の状況は、この募集停止の条件に当てはまる。 しかしながら、今年の1月に県教育委員会に対し、県教育委員会が新しい高校再編計画の策定作業を行っている中でこの募集停止の条件が変わる可能性があることや、県内では沿岸の高校がもっと大変な状況で、大迫高校が20人以下になって募集を停止することになると沿岸の高校の方がもっとなくなってしまうような状況であるため、新しい計画を策定中に大迫高校の募集を止めることは乱暴ではないかと意見した。県教育委員会の課長も乱暴だと回答していただいた。 このことから、令和8年度の募集がなくなるということはないのではないかと考えている。ただし、5月23日の花北地区の広域説明会があるため、入学者が2年連続で21人未満であったからと言って大迫高校だけが募集を止めるということできないと意見申し上げる予定である。しかし、岩手県の財政は大変苦しい状況であることから将来的に規模の小さい県立高校を統合していきたいということは間違いないと思う。令和9年度以降の入学者21人以上を維持しないといけないかどうかは議論の余地があると思うが、大迫高校に進学しているということを見せたいといけなないと思っている。特に大迫中学校の生徒が大迫高校に進学しないと、数年前に県教育委員会に対して意見した、大迫中学校の生徒が大迫高校に進学するために大迫高校を守る必要があるという意見が成り立たなくなっている。このことから、ぜひ大迫中学校の生徒が大迫高校に入っていきたい、留学生も増やしたい。 これについては、大迫地域外の方々に向けてインターネットを使って高校の魅力発信を行うほか、高校生の学力を上げないといけないと思っている。県立西和賀高校の例では、入学者が多くなっており、進学率が高くなっている。その要因の一つは、西和賀高校ではオンラインで予備校の授業を受けさせていることが挙げられる。大迫高校では留学生2名がオンラインの予備校の授業を受けているが、それ以外の生徒は受けていないようだ。これを支援するには多額の費用が必要だが何とか実現して、来年の受験で進学率向上の実績を上げないといけないと考えている。やるべきことはやらないといけない。地域の方々にも支援していただきたい。一番大事なことは子どもたちが大迫高校に入ってもらうためにはどのようなことをしていたら良いか、例えば大償神楽の継承などを行っているので、他にも大迫高校の魅力を高めることについて出来ることがないか、地域の方々にも一緒に考えていただきたい。	・令和8年4月入学者数が23名となったことから、令和9年度の生徒募集を行うことが可能となった。 ・令和7年度において新たに通塾支援や進学支援コーディネーターによる伴奏支援を行い、これらの制度を活用した生徒が大学への進学を実現させた。 ・総合的な探究の時間の活動支援として、地域において生徒の地域探究学習を支援していただける方々を募り、「大迫高校生応援隊リスト」を作成し、生徒がより地域で活動しやすくなるよう環境を整えた。 ・県立大迫高等学校の生徒確保に関しては、留学生の受入れに加えて、特に大迫中学校の生徒をはじめとする花巻市内の生徒に入学してもらいたい。 ・大迫地域外の方々に向けてインターネットを使って高校の魅力発信を行うほか、総合的な探究の時間の活動に対する地域支援の充実に取り組んでいることに加えて通塾支援等の進学のための支援にも力を入れていることについて花巻市内生徒へ情報発信していく。 ・一番大事なことは子どもたちが大迫高校に入ってもらうためにはどのようなことをしていたら良いか、例えば大償神楽の継承などを行っているので、他にも大迫高校の魅力を高めることについて出来ることがないか、地域の方々にも一緒に考えていただきたい。	完了